

令和5年3月  
千早赤阪村議会総務民生常任委員会  
会議録

開会 令和5年3月7日

閉会 令和5年3月7日

千早赤阪村議会

令和5年3月総務民生常任委員会会議録

1. 招集年月日

令和5年3月7日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 議事堂

3. 出席委員

副委員長	服部 幸令	委員	田村 陽
委員	千福 清英	委員	藤浦 稔
委員	徳丸 初美		

4. 欠席委員

委員長	井上 浩一	委員	平田 常信
-----	-------	----	-------

5. 本委員会に説明のため出席した者の職氏名

村長	南本 齋	危機管理課長	菊井 秀行
副村長	稲山 喜与一	総務課長	日谷 順彦
村政戦略部長	中野 光二	税務課長	北浦 信行
健康福祉部長兼福祉課長	池西 昌夫	住民課長	森田 洋文
戦略推進課長	安井 良之	健康課長	仲谷 聡子
秘書企画課長	山谷 光代		

6. 本委員会に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	柏原 美佳	議会事務局主査	石橋 成元
--------	-------	---------	-------

午前11時10分 開会

○服部副委員長 それでは、定刻になりましたので、総務民生常任委員会を開催します。

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達していますので、総務民生常任委員会を開催します。

本委員会に付託されました案件は、条例案4件、補正予算4件、計8件となっています。ご審議のほど、よろしくお願いします。

なお、付託された案件の提案説明は本会議において受けていますので、省略します。

審議は1議案ごとに担当者より説明していただき、採決を行います。

それでは、順次議題とします。

議案第4号千早赤阪村退職手当基金条例制定についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

日谷総務課長。

○日谷総務課長 それでは、議案第4号千早赤阪村退職手当基金条例制定についてご説明をいたします。

本議案につきましては、退職手当に要する資金を計画的に積み立てるため、新たに基金を設置するため、条例を制定するものでございます。

まず、第1条でございますが、第1条につきましては基金の設置規定でございます。

第2条は基金の積立てについて規定をしております、積み立てる額は予算で定める額と規定するものでございます。

第3条は、基金の管理について規定をしております。

第4条は、繰替運用についてでございます。財政上必要があるときに繰り替えて運用できるように規定するものでございます。

第5条は、基金の処分についてでございます。目的のために必要と認めるときに一般会計の予算を計上し、基金を処分することができるよう規定するものでございます。

第6条につきましては、委任規定でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○服部副委員長 これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村委員 どうもご説明ありがとうございました。

この退職手当基金条例、このタイミングで定める理由っていうのはどのあたりにあるのかお伺いします。

○服部副委員長 日谷課長。

○日谷総務課長 先の議会におきましても、職員の定年退職が延長されると、段階的に65歳まで延長してくとということでございます。ただ、その延長をしていく過程において、その退職について、職員がそのときに退職をするのかまた任用職員として従事するのか等々を選択をするというようなことの経過措置がございますので、一定それが場合によっては退職手当がどうしても重なってしまう場合がありますということになりますと、そのときに多額の退職金を払うというのはなかなか財政上も厳しいところもございますので、一定その辺を基金として積み立てることで、財政上の安定的な運営をやっていきたいというようなことで、一つの手法としてこの基金条例を今回、制定をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○服部副委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。

確かにお聞きしたところだと、同時に7人とか8人とか定年を迎えられるタイミングがあるということで、そういう状態に備えてというふうに理解いたしました。ありがとうございました。

続いて、この第2条で、基金として積み立てる額は次の各号に定めるものとする。1、予算において定める額、2、基金の運用から生ずる収益とあるんですけど、これはなぜこの基金の運用から生ずる収益っていうのを予算において定める額と別にしてあるのか、その理由っていうのをお伺いできますでしょうか。

○服部副委員長 日谷課長。

○日谷総務課長 今回の基金条例の制定につきましては、村におきましても他の基金条例、いろいろ条例があるんですけども、その中においても基本的に予算において定める部分と基金の運用から生じる収益という形で、一応この中で規定を分けさせていただいておりますけども、その点について他事例も見ながら一応こういう形で整理をさせていただいてるということでございます。

以上でございます。

○服部副委員長 田村委員。

○田村委員 何を疑問に思ったかといいますと、基金の運用から生ずる収益っていうのも結局予算に計上されることになるのであれば、予算において定める額だけでいいんじゃないかなと思ってお聞きしてるんですね。結局、そういうことなのかなと思うんですけども、もし何か誤解してましたら教えていただけましたらと思います。

○服部副委員長 稲山副村長。

○稲山副村長 今回、基金条例で定めるべきことというのは、その積み立てる額ということになります。実際に退職手当に必要な額は予算計上して、その額をこの基金のほうに移していくと。その基金をどういうふうに管理するかということなんですけども、基本的には金融機関に預けるということになります。金融機関に預けますと、当然いわゆる利息が発生しますので、その利息について、それをどうするのかということを決めるという意味でこの規定を置いてるということでございます。

以上です。

○服部副委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。

生じた利息を一般会計に入れて、ほかの使い道をとかそういうことではなく、そのまま基金に計上しますよということであらうな条項をつくってあるということですね。理解いたしました。ありがとうございます。

○服部副委員長 ほかに質疑はありませんか。

藤浦委員。

○藤浦委員 参考に教えてほしいんですけども、先ほど日谷課長、金額的に大変やからこういう基金を設けるという説明だったと思うんですけど、これからこの基金、毎年どれぐらい積立てする予定なんか教えてください。

○服部副委員長 日谷課長。

○日谷総務課長 まず、基本的に60歳になったタイミングで定年退職の予測がつかますので、その退職金について一旦は予算化をしようと思っております。あと、その退職される方がどういう形で選択されるかによるんですけども、基本的に退職される当該年度の退職者数の退職金を積み立てていきたいというふうには考えております。以上です。

○服部副委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 積立てするといったその目標額はある程度決めてるんですか。

○服部副委員長 日谷課長。

○日谷総務課長 基本的に、先ほどもご説明させていただいたように、今後、退職金が重なる場所に備えての基金ということでございますので、一定、目標といいますか、基本的に今後退職される方の手当を計画的にその数に応じて積み立てていきたいということでございます。よろしく願いいたします。

○服部副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○服部副委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○服部副委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○服部副委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

日谷総務課長。

○日谷総務課長 それでは、議案第5号千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正についてご説明いたします。

本議案につきましては、令和4年4月、公職選挙法施行令の一部改正により国会議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙用ポスターの作成の公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案の新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。右が改正前、左が改正後となっております。

改正前、第4条選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続において、第2号ア、1日当たりの借上げの限度額1万5,800円を1万6,100円に、またイの選挙運動用自動車の燃料代の1日当たりの限度額7,560円を7,700円に改正するものでございます。

2ページの第8条でございます。

選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続において、1枚当たりの作成単価7円51銭を7円73銭に改正するものでございます。

その下、第11条選挙用ポスター作成の公費負担及び支払手続において、1枚当たりの作成単価525円6銭を541円31銭に、また加算金額31万500円を31万6,2

50円に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○服部副委員長 これより質疑に入ります。

ほかに質疑はありませんか。

藤浦委員。

○藤浦委員 私の記憶違いやったら許してください。

この公費負担、これはもう2年前の話と違いますか。2年前にたしかこれあったように思うんですけども、それは出されなかったということで、今日こうして出されてるんですが、私の記憶違いやったらそのとおりに言ってもらったらええんですけど、そこら何か理由があつての今なんですか。その点を教えてください。

○服部副委員長 日谷課長。

○日谷総務課長 すいません、2年前、令和3年ですかね。

○藤浦委員 ちょうど私らの選挙のときのちょっと前です。

○日谷総務課長 まず、令和2年の12月議会におきまして、村議会選挙及び長の選挙における選挙公報っていうのが発行できるような形で条例を制定させていただいております。それが1つ目でございます。そののちに、令和3年に村議会選挙がございまして、そののち、令和4年の3月議会において今の説明させていただいた議会議員及び長の選挙における選挙運動の、今度は公費負担に関する条例っていうのを設定をさせていただきました。そのときの限度額が、今回、公職選挙法の施行令の一部改正によって限度額が引き上げられたということで、今回、その額の引上げの条例改正を上程させていただいているということでございます。

以上です。

○服部副委員長 ほかに質疑はありませんか。

千福委員。

○千福委員 確認なんですけど、選挙ポスター云々のところに書かれてますポスターの掲示場の数、これを教えてください。

○服部副委員長 日谷総課長。

○日谷総務課長 31か所でございます。

以上でございます。

○服部副委員長 千福委員。

○千福委員 どうもありがとうございます。

31という形で、これは今後いろんな形で変更になる場合もあるんですか。

○服部副委員長 日谷総課長。

○日谷総務課長 ポスター掲示場の規定におきましては、公職選挙法におきまして選挙人の数であったり区域の面積、そういったところによって計算式といいますか、ございまして、そこに当てはめてポスター掲示場の数を決めているということでございます。ですから、その変動がございましたら、当然それに応じて変わっていくということでご理解をよろしくお願いいたします。

○服部副委員長 千福委員。

○千福委員 ありがとうございます。

○服部副委員長 ほかにありませんか。

徳丸委員。

○徳丸委員 全般的に微々たる金額ではあるんですけども値上がりしてるってことなんですけれども、この値上げの理由を教えてください。

○服部副委員長 日谷課長。

○日谷総務課長 今回、国会議員のこの選挙運動に関する公費負担の部分が公職選挙法の中で改正されたということで、一つの理由としては、やっぱり今現在の物価高騰等によって、その辺のところを鑑みての改正をされてるということでございますので、それに準じて地方議会における選挙であるとか長の選挙における公費負担の限度額を今回、改正させていただこうということでございます。

以上でございます。

○服部副委員長 徳丸委員。

○徳丸委員 ありがとうございます。

それと、先ほど千福委員からあった件に重なるところがありますが、31か所の掲示箇所があるということなんですけれども、その1か所について幾らかかるかっていうのを教えてください。

○服部副委員長 日谷課長。

○日谷総務課長 大変申し訳ございません、その1か所にかかるというのはどういう経費でございますか。よろしくお願いいたします。

○服部副委員長 徳丸委員。

○徳丸委員 1か所につき幾らかかるかっていう費用のことです。

○服部副委員長 徳丸委員、もう少し詳しく説明を求めます。

○徳丸委員 31か所の掲示箇所があるっていうふうに先ほどおっしゃったんですけど

も、それね、31か所全て同じ金額なのか、1か所1か所金額が違うのかを教えてください。

○服部副委員長 日谷課長。

○日谷総務課長 ポスター掲示を作られるときに、多分、業者さんに委託されるなりして作られると思うんですけども、その金額というのはその事業者さんによって金額は変わってくると思うんですけども、ただその部分の一部として公費負担をするということを今回この条例で定めてるということでございますので、今おっしゃってるポスター掲示場の1か所当たりの単価っていうのは、その業者さんが作られる単価のことなんでしょうか。

○服部副委員長 徳丸委員。

○徳丸委員 そうです。よろしくをお願いします。

○服部副委員長 日谷課長。

○日谷総務課長 その費用につきましては、各事業者さんによって異なってくると思いますので、幾らっていうのはこの今の状況ではお答えしかねます。

以上でございます。

○徳丸委員 分かりました。

○服部副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○服部副委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○服部副委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○服部副委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第7号千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

森田住民課長。

○森田住民課長 それでは、議案第7号千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の改正についてご説明いたします。

本議案は、生活保護法による停止中のものも含めた被保険者を福祉医療助成の対象外としているところを、生活保護法による医療扶助を現に受けていない停止中の者を対象とするため、大阪府における関係補助金交付要綱の一部改正等に伴い、本村関係条例について所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第1条は、千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正でございます。

条例第2条第2項第1号の被保護者の後ろに、下線部のその保護を停止されている者を除くを追加するものでございます。

第3条は字句の整理でございまして、次の2ページをご覧ください。第2項第3号、第4号は文末に句点を追加するものでございます。

次に、第2条は千早赤阪村子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正でございます。

条例第3条第2項第1号の被保護者の後ろに同様の下線文を追加するものでございます。

次に、第3条は千早赤阪村重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正でございます。

3ページをご覧ください。

条例第2条第2項第1号の被保護者の後ろに同様の下線文を追加するものでございます。

第3条は字句の整理でございまして、次の4ページをご覧ください。第2項第3号、第4号の文末に句点を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○服部副委員長 これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村委員 どうもご説明ありがとうございました。

今回、生活保護を停止されている方を対象にする改正というふうにただいまお伺いしましたけれども、どういった場合に生活保護が停止されるのかお伺いできますでしょうか。

○服部副委員長 池西部長。

○池西健康福祉部長兼福祉課長 生活保護は収入によって区分されておりますので、収入が増えた場合であるとかそういうときに医療扶助が外れるということがございますので、今回、条例の改正をしたというところです。

以上です。

○服部副委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。

今回、停止ということ、一時的なということを含まれているのかなと思ってご質問させていただいてるんですね。仮に収入が増えてこの基準を上回ったとすれば、その場合は生活保護から外れるということになるわけで、そうではなく停止というのはどういうことなのかというんでお伺いさせていただいてるんです。何かその点について、もし補足とかありましたらお聞かせ願えますでしょうか。

○服部副委員長 池西部長。

○池西健康福祉部長兼福祉課長 ここで今回改正しておりますのは、医療費扶助が外れた場合、生活保護から医療費扶助が外れた場合とかそういうときに福祉医療の制度が受けられるというようなところですので、一時的に収入とかが増えた場合も医療費扶助が外れることがございますので、条例改正を今回させていただいたというところです。

以上です。

○田村委員 分かりました。

○服部副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○服部副委員長 質疑はないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○服部副委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○服部副委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第8号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

森田住民課長。

○森田住民課長 それでは、議案第8号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてご説明いたします。

本議案は、国において令和4年度の出産費用の平均の実績推計値を勘案し、令和5年4月1日から出産育児一時金の支給額を48万8,000円、産科医療補償制度対象分娩の場合は50万円に引き上げる政令が公布されたことに伴い、本村条例の改正を行うものでございます。

議案書、新旧対照表の1ページをご覧ください。

第6条の改正前の出産育児一時金40万8,000円を、改正後48万8,000円に改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日として、この条例は令和5年4月1日から施行すること、経過措置として、この条例の施行の前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額についてはなお従前の例と定めるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○服部副委員長 これより質疑に入ります。

千福委員。

○千福委員 出産育児一時金、これの増額の案件だと思います。改正されたのは、確認なんですけど、40万8,000円プラスこの産科医療補償制度を1万2,000円プラスして42万円であったのを、48万8,000円に引き上げて、プラス産科医療補償制度の1万2,000円、合算で50万円ちゅう形の解釈でいいんですね。

○服部副委員長 森田課長。

○森田住民課長 ご説明のとおり、そのとおりでございます。

○服部副委員長 千福委員。

○千福委員 それと、もう一点、なお経過措置として従前の例によるということは、改正前の条項を適用するということですか。

○服部副委員長 森田課長。

○森田住民課長 この条例は令和5年4月1日から施行するものでございますので、従前の部分につきましては改正前の適用ということでございます。

以上でございます。

○千福委員 ありがとうございます。

○服部副委員長 ほかに質疑はありませんか。

徳丸委員。

○徳丸委員 この48万8,000円でいうのは普通分娩のときのことだと思うんですね。分娩には帝王切開っていうのもあります。そういった場合、これは倍以上、帝王切開した場合はお金がかかるんですけども、それについても同じ金額なんですか、お聞きします。

○服部副委員長 森田課長。

○森田住民課長 通常分娩の場合はおっしゃると、あと帝王切開、別に手術等、切開とかされるといふことであれば、医療保険の対象になる部分もございますので、出産育児一時金といたしましては、分娩方法がどういう方法であれ産科医療制度も含めまして令和5年4月1日から50万円になるものでございます。

以上です。

○服部副委員長 徳丸委員。

○徳丸委員 出産っていうのはおめでたいことでもあり、やっぱり人口が増えるっていう意味でうれしいことなんですけれども、その本人とか家族にとってはまたいろんな意味で心配もあるんです。なので、ぜひ、この金額が上がったということなんですけれども、今後またこういった金額を増やしていただけることを期待します。よろしくお願ひします。

○服部副委員長 ほかに質疑はありませんか。

田村委員。

○田村委員 この6条の後半で、36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは規則で定めるところによりこれに3万円を上限として加算するとありますが、これはどういう場合にこれが適用されるのでしょうか。

○服部副委員長 森田課長。

○森田住民課長 条例で、規則で定める3万円を上限として加算するというのが、さきに各委員がご質問いただきました産科医療制度の金額でございまして、現在、規則で1万2,000円と定めておるところでございます。

以上でございます。

○服部副委員長 田村委員。

○田村委員 ということは、その必要があると認めるときとありますが、実際にはほぼ例外なく1万2,000円が支給されるということなんですか。

○服部副委員長 森田課長。

○森田住民課長 ほとんどの産科で産科医療制度っていう制度を適用するんですが、一部、従前からの産婆さんでの出産でありましたりそういう場合で医療補償制度がない場合

もございまして、産科医療制度適用の医療機関で分娩をされた場合は1万2,000円をプラスさせていただくということになっております。

以上です。

○服部副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○服部副委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○服部副委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○服部副委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第10号令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算(第14号)を議題とします。

本案件について、総務民生常任委員会所管分について説明を求めます。

日谷総務課長。

○日谷総務課長 それでは、議案第10号令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算(第14号)の総務民生常任委員会所管分につきまして説明をさせていただきます。

まず最初に、6ページをお願いいたします。

まず、第2表繰越明許費の補正でございます。

筆界特定測量等業務委託料、そして千早赤阪村防犯カメラ設置工事を追加するものでございます。

8ページをお願いいたします。

第3表地方債の補正でございます。

変更となる地方債は、事業費の減額に伴う旧庁舎増築等撤去事業、防災行政無線設備改良事業、備蓄倉庫等整備事業でございます。廃止となる地方債は、臨時財政対策債でございます。

次に、26ページをお願いいたします。

歳出でございます。

全般的に事業費の確定や決算見込みなどにより、それぞれ不用額の減額、増額や財源更正を行っております。不用による減額やそれに伴う財源更正につきましては説明を省略させていただきます。

28ページをお願いいたします。

総務費の職員人件費の退職手当につきましては、退職予定者の増によるものでございます。

30ページをお願いいたします。

総務費の基金管理費は、公共施設等整備基金積立金の増額と決算見込みによる森林環境譲与税基金積立金の増額、各基金の利子収入の決算見込みなどによる増減でございます。

次に、34ページをお願いいたします。

民生費の介護・訓練等給付費は、障害者の訓練等の給付見込額の増による増額でございます。

次に、36ページをお願いいたします。

民生費の介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計での財源更正による介護保険特別会計繰出金の増額でございます。

次に、38ページをお願いいたします。

民生費の未熟児養育医療給付事業費は、令和3年度未熟児養育医療費等国庫負担金の額確定による返還金の増額でございます。

衛生費の保健センター管理事業費は、保健センターコピー機使用料の増による増額でございます。

40ページをお願いいたします。

衛生費の予防接種事業費は、令和3年度感染症予防費等国庫負担金の額確定による返還金の増額でございます。

同じく、衛生費の母子保健事業費は、令和3年度母子保健衛生等国庫負担金の額確定による返還金の増額でございます。

続きまして、歳入でございます。

14ページをお願いいたします。

各科目の増減は決算見込みによるものでございますので、主なものにつきまして説明させていただきます。

村税は、決算見込みによる増額でございます。

16ページにまたがりまして、各種交付金は決算見込みによる増で、普通交付税につきましては交付額確定による増額でございます。

使用料及び手数料の行政財産使用料は、電柱や自動販売機設置使用料の追加などによる増額でございます。

国庫負担金の障害福祉サービス等負担金は、歳出の介護訓練等給付費の増に伴う増額でございます。

国庫補助金のマイナポイント利用環境整備事業補助金は、マイナポイント事業の延長に伴う事業費補助金の増額でございます。

18ページをお願いいたします。

府負担金の障害福祉サービス等負担金は、国庫負担金と同じく歳出の介護・訓練等給付費の増に伴う増額でございます。

府負担金の低所得者保険料軽減負担金は、対象者の増加に伴う負担金の増額でございます。

府補助金の総合相談事業交付金は、当該交付金の内示に伴う増額でございます。

20ページをお願いいたします。

府委託金の大阪府条例制定請求者署名簿審査事務経費交付金は、大阪府条例制定請求者署名簿の有効署名の審査に係る事務経費交付金の増額でございます。

財産売却収入の不動産売却収入は、大阪府への特設水道施設の売却による増額でございます。

22ページをお願いいたします。

雑入の後期高齢者医療定率負担金精算金は、令和3年度後期高齢者医療定率負担金の額確定による増額でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○服部副委員長 これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村委員 何点かお伺いしたいんですけども、1点、まずふるさと応援基金についてなんですけれども、これ寄附金で今回1,000万円もともとあったのが200万円の減で800万円ということなんですけれども、800万円てなかなかきれいな数字だなと思って、これがどういう数字なのか、実際800万円てきれいな数字だったのかってのも含めてお伺いします。

○服部副委員長 山谷課長。

○山谷秘書企画課長 ただいまのご質問でございますが、ふるさと応援寄附金ですが、2月末の実績見込みで720万円程度で、この800万円というのは12月の見込みで入れさせていただいたので、この800万円ぐらい寄附金が集まるかなということで補正のほ

うをさせていただきます。

以上です。

○服部副委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。

ある程度見込額ということですね。了解いたしました。

この800万円という数字なんですけれども、担当課としてこの金額をどういうふう  
に捉えておられますか。

○服部副委員長 山谷課長。

○山谷秘書企画課長 今までふるさと応援寄附金のほう、30年のほうに総務省の規定で  
村の地場産品の返礼品でしか返礼品のほうを出せないということでもかなり寄附金のほうも  
落ちてきてたんですけれども、今後は地域活性化起業人を導入しまして、新しい返礼品の  
ほうを開発しまして、ふるさと応援寄附金のほうを増額していきたいと考えております。

以上でございます。

○服部副委員長 田村委員。

○田村委員 今回、一般質問で予定されてる方もいらっしゃると思いますので、あまり深くは聞  
かないでおこうというふうに思うんですけれども、今回のこの800万円という数字が日  
本全体で見てどれぐらいのものなのかというのは真剣に考えるべきやと思うんですね。恐  
らく担当課のほうでは全国でこの800万円、昨年が600万円ですよ、その600万  
円というのが全体で一体どれぐらいの順位なのかっていうね。逆に言えば、うちの村が一  
体どれぐらいの金額を取り逃しているというか、場所によっては100億円を超えるほど  
集めておられるところもあるわけで、そこでの競争に完全に負けていると思うんですね。  
それはもう村民さんの住民サービスに直結するところだと思いますので、しっかりと頑張  
っていただきたいなというふうに思います。

続きまして、29ページなんですけれども、歳出のほうで今回、退職手当1,970万  
2,000円の増ということなんですけど、これは予定されていた方以外にまた退職され  
る方がおられたということなんですかね。

○服部副委員長 山谷課長。

○山谷秘書企画課長 すいません、おっしゃるとおりに勧奨の分が1人と希望退職1人と  
いうことで2名分計上させていただいております。

○服部副委員長 田村委員。

○田村委員 もし差し支えなければ、その退職される方の大体の年齢っていうのを教えて  
いただけたらと思います。

○服部副委員長 山谷課長。

○山谷秘書企画課長 50代1名と30代1名です。

以上です。

○服部副委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。

若手の方がどんどん退職してってしまうっていう、ある程度スキルを身につけられて、これから村を支えていていただきたいという方がどんどん退職されていくという現状がかねてからずっと残ってまして、なかなか抜本的な対策っていうのは難しい面もあるのかもしれませんが、それをやっつけていかないと、いずれまたうちの村は運営できなくなっていくと思いますので、その点またご検討よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、この下の広報広聴事務費の印刷製本費265万円の減ですよ。これも、これは広報の予算やと思うんですけども、何でこれ半分にもなってるのかなというところで、落札減ということなんですかね、ご説明お願いします。

○服部副委員長 山谷課長。

○山谷秘書企画課長 今年度は契約の更新の時期でありまして、入札による落減が主な理由でございます。

以上です。

○服部副委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。

落札減ということで、それでしたらその分お金が浮いたということで、歓迎すべきことかなと思います。

続きまして、31ページ、今回、基金管理費、今回、公共施設等整備基金積立金のほうに3億1,056万円積まれるってことなんですけれども、これが財政調整基金ではなく公共施設等整備基金のほうに積まれるっていうのは何か理由があるのかお伺いできますか。

○服部副委員長 日谷課長。

○日谷総務課長 今回、公共施設等整備基金の積立金で約3億1,000万円ということでございますけれども、この分につきましては、ご承知のとおりロープウェイの関係の撤去であったりとか、今後その他公共施設の在り方等々検討していく中での改修経費とかが見込めますので、一定その辺に備えるということで、一定そこを目的を明確にした形で積立をしていきたいということでございます。

以上でございます。

○服部副委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。

本当に、大規模改修がされていない公共施設ですとか、ほとんどがそういう状況ですので、個人的にはやっぱりここにこの公共施設整備基金を積んでいただければ、ほかの目的外の使用というのはなかなか難しくなってきますから、歓迎すべきことかなというふうに思います。また、整備計画のほう、作成よろしくをお願いします。

この政策推進費のところで、まち・ひと・しごと創生有識者会議委員報酬、これが9万7,000円の減なんですけど、このまち・ひと・しごと創生有識者会議でどういうふうな議論をされているのかとかどういった成果が出たのかっていうのは議会のほうに全然報告がこれまでなかったと思うんですね。個人的にこれがどういう議論をされておられるのか、また必要性っていうのはどれほどあるのか、ご説明をお願いできますか。

○服部副委員長 山谷課長。

○山谷秘書企画課長 このまち・ひと・しごと創生有識者会議なんですけれども、今年度につきましては事業評価っていうことで、これまでできてなかった部分もありまして、事業評価の評価の仕方ということで今回、会議を開かせていただいて、その中でいろいろ様式とやり方と議論のほうをお願いしました。

以上でございます。

○服部副委員長 田村委員。

○田村委員 これ、もともとが予算上12万円計上されていて、それが9万7,000円の減ということですから、実際にはこの委員の方っていうのほとんど来られてなかったってことなんですかね。

○服部副委員長 山谷課長。

○山谷秘書企画課長 当初予算のほうでは一応8名予定しておりましたが、実際には6名で、そのうち報酬辞退の方もいらっしゃいましたので、あと2回会議の開催予定が1回しかできなかつたので、この減額となりました。

以上です。

○服部副委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。

なかなかいろんな会議があつて、その会議でそれぞれ一体どんな議論がされていてそこでどんな成果が出ているのかっていうのが議会のほうからでは見えない部分が非常に多いので、そういったところも今後、全協とかでご報告いただけたらなというふうに思います。

続いて、地域おこし協力隊受入事業者補助金470万円の減ですけれども、これは昨年も全額不用ということですよ。2年連続不用ということで、今回、林業をターゲットにした地域おこし協力隊ということで、ある程度、受入事業者の目算もあったと思うんですよ。にもかかわらず、2年連続で全額不用ということになってますけれども、新年度予算ではこれはもう計上されてないですよ。どういう状況なのか、その状況の説明というのをお願いできますでしょうか。

○服部副委員長 中野部長。

○中野村政戦略部長 まず、今年度につきましては、6月に林業事業体の公募という形で募集をさせていただきました。その結果、実際公募がなかったというところで、今年度につきましては協力隊そのものもできないという状況でございます。地域おこし協力隊、なかなか本村の場合、過去の事例を見ましてもなかなか地域になじめないであったりとか課題も多数ございましたので、そういった意味では、その活性化策としまして、今年度、同じような過疎団体の適用として起業人という制度がありますので、起業人におきましては民間の社員を受け入れて活性化を行うというところで、本村の場合は協力隊よりも起業人を使うほうが効果があるというところから、令和5年については起業人のほうに注力したいということを考えております。

○服部副委員長 田村委員。

○田村委員 起業人の場合は、その後、村にずっと残って居続けていただけるわけではなくて、期間が終わったら帰ってしまわれるわけですよ。これまでのうちの村、結構そういう事業があって、外から来てもらって何かしてもらって、でもそれが終わったらもう帰られると。それが一体村にどれだけプラスとして資産が残ってるのかというと、ほとんどないんじゃないかなと思うんですよ。その人がいてはる間だけっていうね。それを幾ら積み重ねたところで、村の発展にとってつながっていかないと思うんですよ。今回、起業人、予算化されてますから、ほんまにどういう、来ていただいて、それからどんな形で村にプラスとして、資産として残っていくのか、その点をしっかりと検討していただいて、起業人を活用していかれたほうがいいのかというふうに思います。

以上です。

○服部副委員長 質疑の途中ではありますが、ここで休憩を行います。

1時から再開します。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再開

○服部副委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

藤浦委員。

○藤浦委員 午前中の田村委員の質問と重複する退職金のことなんですけども、最初、私、定年退職はないということを聞いて、1,970万円が計上されてる、これは何かかなと思うとったら、午前中の説明では30代と50代の早期退職者が出た関係だということ答弁していただいたんですけど、何か知らん、別に皮肉でも嫌みでも何でもないで、ここ一、二年、非常に早期退職者が増えてるような感じを受けております。これは、南本村政にとって、村長自身、非常に厳しいんじゃないですか。これは冗談なんですけどね。そこで、新規採用されて、4月1日時点で、来月、職員の数に足りるのか、そこらを教えてください。

○服部副委員長 中野部長。

○中野村政戦略部長 今回の退職者につきましては、急遽、出たものでございますので、4月採用時点での見込みというのはしてございませんでした。実際、職員数につきましては、今現在、定年退職の延長等も踏まえまして再度、適正な人数を検討しておる段階でございますが、不足分については会計年度任用職員または任期付職員等で取りあえず事務の補助をしていただきたいと思いますと考えてございます。今後、定年退職数等も踏まえましてもう一度、適正な人数を再度考えてまいります。

○服部副委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 今の答弁、ありがとうございました。

適正人数を現在考えてるということですので、私からは要望ですけど、大変ですけども、産休や育休ということも取られる職員もやっぱりおられると思うんです。今テレビでもにぎわしてかなり言っておられますけどね。結局、育休や産休で、育児休暇を取りやすい環境も大事やと思いますので、そこらをようよう考えた上での人員配置をよろしく願いして、要望としておきます。よろしく願いします。

○服部副委員長 ほかに質疑はありませんか。

徳丸委員。

○徳丸委員 39ページに子育て世帯紙おむつ購入費用助成金というのがマイナスになってるんですけども、これはなぜか教えてください。

○服部副委員長 池西部長。

○池西健康福祉部長兼福祉課長 子育て世帯紙おむつ等購入費助成制度、この制度を令和4年度廃止という方向に進んでおりまして、対象者が減になったというところで費用額も減とさせていただいております。

以上です。

○服部副委員長 徳丸委員。

○徳丸委員 ありがとうございます。

予算に紙おむつのことが載ってなかったと思うんですけども、本当に村長さん自身がこういった若い人たちのことをすごく思っておられるのも公約にも出てますし、あるにもかかわらずそういったことが予算に計上されてないということはすごく悲しいなっていうふうに思いますので、今年に入れなかったとしても、来年以降、ぜひ計上していただきたいと思います。以上です。

○服部副委員長 ほかに質疑はありませんか。

藤浦委員。

○藤浦委員 51ページのこれ、えらい減額になってる、防災行政無線設備改良事業委託料3,000万円の減額になっとるけど、減額の理由ちゅうのはどういうところから。これ、金額がかなり大きいんで、私自身、目についたんですけども、教えてください。

○服部副委員長 菊井課長。

○菊井危機管理課長 当初、まず千早地区の老人憩いの家に設置しています屋外子局のラップスピーカーがスパーク音が鳴るということで改良したいということで、その分を予算を計上してたんですけども、まず千早地区につきましては、くすのきホールの親局から旧の千早小学校の学校を一旦無線を中継しまして、多聞尚学館のほうに無線を順番に連続してつないでたんですけども、それで電波の送通の調査をしまして、電波の相互の通信について調査の結果、若干その無線の方向を変えることによって改善するというような調査結果が出まして、もともと無線自体を改良することで、新規に無線を替える話をしてたんですけども、無線の電波の方向を変えることによって改善するっていう結果になりました。それに伴って、その分の予算、新規で無線を設置する分の費用が不用になったために、その分を減額したということになります。

以上です。

○服部副委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 今の説明、色々説明いただいたんですけど、難し過ぎて私は今何も理解できてなかったんですけど、それはそれでいいです。

ところで、今回のこの一般会計の補正予算で、令和4年度の決算見込みではこれは赤字となるんか、またなったらその要因はどこにあるんかだけ簡単に教えてください。

○服部副委員長 日谷課長。

○日谷総務課長 令和4年度の決算見込みということでございますが、基本的に赤字には

ならない状況と見込んでおります。今後も、そのあたりも加味しながら、適正な財政運営に努めていきたいと考えております。

以上です。

○藤浦委員 結構です。

○服部副委員長 ほかに質疑はありませんか。

田村委員。

○田村委員 防災行政無線設備改良事業に関してなんですけども、これは令和4年度で9,000万円計上されていて、そのうち3,000万円が残ったってということですよ、そうですね。これまた来年度も3,000万円ほどを計上されてるわけですよ。全体としてどういうふうにご検討されているのか、この設備改良事業自体についてお伺いできますか。

○服部副委員長 菊井課長。

○菊井危機管理課長 まず、防災行政無線の設備の改良事業につきましては、当初から2か年事業と考えてやっております。ただ、工事の設備の内容につきまして、継続してするものではなく単体で一つ一つが工事の完了ができますので、一応今年につきましては親局の、今J-ALERTの受信をしてるんですけれども、そこの更新の部分と、2つ目が先ほど説明しました千早地区の電波のほうをまず改良させてもらって、次、来年、令和5年度につきましてはSNSを利用した情報発信のほうを整備するというので、一応2段階方式で考えております。

以上です。

○服部副委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。

SNSでっておっしゃられましたけど、これは来年以降の話になりますので、また予算委員会のほうでお伺いしたいと思います。

また、先ほどの藤浦委員の質問を受けてなんですけど、退職者、年々増えてるというか、年々出続けているという状態ですよ。そのあたり、行政として原因分析、なぜこう退職者、特に若い退職者がずっと出続けているのかっていう、どこら辺に原因があるというふうにお考えですか。

○服部副委員長 中野部長。

○中野村政戦略部長 若年層の退職につきましては、本村だけの問題じゃなくて大阪府下の他の自治体も同様な問題を抱えてございます。結果としましては、やっぱり採用の資格が、やはりどことも職員数が減っている中で、対象年齢を引き上げて受検しやすい環境に

なっていると、まず1点はあると思います。あとは、個人のスキルアップといいますか、やはりより大きなところに行って活躍したいというような希望もありますので、そういった意味で若年層が退職している状況かなというふうを考えております。

やはり、本村としましては残っていただいて村を活性化していくという意味からは、職員の待遇も踏まえて、簡単に給料を上げるとかということはなかなか難しいですけれども、職場全体の環境の整備というものはもう一度検証する必要があるというふうを考えております。

○服部副委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。

ただ、今おっしゃられたのはある程度、以前から分かっていたことやと思うんですよ。給料の問題とか確かにあるんでしょうけど、それでもうちの村を選んでくださったからには、何かの理由があったんじゃないかなと思うんですよ。端的に言って、この村での仕事あまり楽しくやれてないんじゃないのかなと。やりがいを持って職員の皆さん、仕事に望むことが、特に若手の職員さん、望むことができるのかなと思うんですよ。もうひたすら言われるがままに仕事をこなしていただくだけの毎日やったら、あまりやりがいというのを感じられないだろうと。確かに給料を増やすっていうのは難しいのかもしれませんが、そういうふうなやりがいとか、言わば職員さんがこの村の職場で一種の自己実現みたいなことができるような、そういう環境であれば、確かに給料は少ないけれども、それでもこの村ですっと頑張りたいというふうに思っただけののかなというふうにも思うんですけども、そういった点、どういうふうにお考えなのかお伺いできますでしょうか。

○服部副委員長 中野部長。

○中野村政戦略部長 本村の場合、職員数が少ないという中では、やはり他の団体、大阪市とか大きい団体に比べますと職員一人一人の確かに負担は大きいかも分かりませんが、そういった意味では自分の考え方を逆に上司に伝えやすいという環境はあるのかというふうに考えております。こういった中で、より若手が活躍できる環境というのはやはりもう一度検証し直す必要があると思いますので、その辺も踏まえて、再度、環境づくりについては検討したいというふうに考えております。

○服部副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○服部副委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○服部副委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案の総務民生常任委員会所管分は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○服部副委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第11号令和4年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案件について説明を求めます。

森田住民課長。

○森田住民課長 それでは、議案第11号令和4年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

歳入歳出事項別明細書により事業勘定からご説明いたします。

14ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費の総務管理費、次の運営協議会費につきましては、一般管理費から運営協議会費まで実績見込みによる減でございます。

保険給付費の療養諸費につきましても、実績見込みによる減でございます。

国民健康保険事業費納付金の医療給付費分は、財源更正でございます。

次の16ページをお願いします。

保健事業費の特定健康診査等事業費、次の保健事業費につきましては、事業費確定や実績見込みによる減でございます。

基金積立金は、財政調整基金積立金の利息見込みの減によるものでございます。

諸支出金、還付金及び還付加算金の保険給付費等交付金返還金につきましては、令和3年度分保険給付費等交付金の確定に伴い、返還金が生じたことによる増でございます。

繰出金の施設勘定繰出金につきましては、特別調整交付金(僻地診療所分)の確定による減でございます。

続きまして、10ページをお願いします。

歳入でございます。

国民健康保険料につきましては、実績見込みによる減でございます。

府支出金、府補助金の保険給付費等交付金につきましては、実績見込みによる減でございます。

財産収入、財産運用収入につきましては、財政調整基金の利息見込みの減によるものがございます。

繰入金、他会計繰入金の一般会計繰入金につきましては、実績見込みによる増減でございます。

繰越金につきましては、確定による増でございます。

12ページをお願いします。

国庫支出金、国庫補助金につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の交付決定による増でございます。

次に、診療施設勘定でございます。

24ページをお願いします。

歳出でございます。

総務費の一般管理費につきましては、実績見込みによる減でございます。

国民健康保険診療施設運営協議会につきましては、負担金の確定による減でございます。

続きまして、22ページをお願いします。

歳入でございます。

繰入金の一般会計繰入金につきましては、収支見通しに伴う減でございます。

事業勘定繰入金につきましては、国保特別調整交付金（僻地診療所分）の金額確定に伴う減でございます。

雑入につきましては、実績見込みに伴う増でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○服部副委員長 これより質疑に入ります。ありませんか。

田村委員。

○田村委員 どうもご説明ありがとうございました。

1点お聞きしたいんですけども、年々保険料の金額が上がってますけれども、この保険料について何か住民さんのほうからお声とかありましたら、ご紹介いただけたらと思います。

○服部副委員長 森田課長。

○森田住民課長 ご指摘のように、国民健康保険料、令和6年度で大阪府下統一というこ

とに向けて、今、本村といたしましても、これまで府下最低の保険料を近づけている状況でございます。年度、保険料を決定してから、やはり被保険者の方からちょっと上がってきてるなというご指摘もいただいておりますけれども、制度の説明をしっかりとらせていただいて、ご理解をいただくように努めておるところでございます。

以上でございます。

○服部副委員長 よろしいでしょうか。

○田村委員 はい。

○服部副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○服部副委員長 ないようですので、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○服部副委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○服部副委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第12号令和4年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案件について説明を求めます。

池西健康福祉部長兼福祉課長。

○池西健康福祉部長兼福祉課長 それでは、議案第12号令和4年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。

歳出について説明いたします。

本補正予算において、歳出全般の減額につきましては全て事業決定や決算見込みによる不用額でございます。

増額部分についてご説明いたします。

議案書の14ページをお開きください。

保険給付費の居宅介護サービス給付費は、要介護認定者がホームヘルプサービスやデイサービスなどの居宅サービスを受けたときに介護事業者へ支給する経費で、利用増加に伴

う増額です。

地域密着型介護サービス給付費は、グループホームや認知症、デイサービスなどの利用者が増加したことに伴う増額です。

居宅介護サービス計画給付費は、要介護者のサービス計画書の作成に対する給付費で、主に要介護者の増加に伴う増額です。

16ページをお願いします。

介護予防サービス給付費は、要介護認定者がホームヘルプサービスやデイサービスなどの在宅サービスを受けたときに介護事業者へ支給する経費で、利用増加に伴う給付費の増額です。

審査支払手数料は、介護保険サービスのサービス利用の請求に係る審査支払い事務手数料で、サービス利用件数の増加に伴う増額です。

高額介護サービス等費は、サービス利用者の負担額の合計が上限を超えた場合にお支払いする高額介護サービス費として支給するもので、対象者の増加に伴う増額です。

特定入所者介護予防サービス費は、要支援認定者の介護支援利用時の食費と居住費の負担が低所得者にとって過度な負担とならないよう、所得に応じた負担限度額を設け、サービス利用者の負担軽減を行う経費で、サービス利用者の増加に伴う増額です。

地域支援事業費の第1号介護予防支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業対象者のサービス利用計画書の作成に係る費用で、対象者の増加に伴う増額です。

18ページをお開きください。

諸支出金の償還金は、令和3年度地域支援事業費交付金の交付額の確定により返還が生じたことによる増額です。

歳出につきましては以上です。

続きまして、歳入について説明させていただきます。

8ページをお開きください。

歳入全般の減額につきましては、全て不用額及び歳出の減額に伴う減でございます。増額部分について説明させていただきます。

国庫支出金の介護給付費負担金及び調整交付金、また支払基金交付金の介護給付費交付金並びに府支出金の介護給付費府負担金は、いずれも歳出の保険給付費の増に伴う増額です。

10ページをお開きください。

繰入金の介護給付費繰入金は、歳出の保険給付費の増に伴う増額です。

低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者の保険料軽減分の国、府、村負担分を繰り入れ

るもので、軽減対象者数の増加に伴う増額です。

繰越金は、前年度からの繰越しによるものです。

諸収入の第三者納付金は、第三者の不法行為によって生じた介護給付費について、保健所が建て替えた保険給付費を加害者から返還するものです。

以上、説明とさせていただきます。

○服部副委員長 これより質疑に入ります。ありませんか。

田村委員。

○田村委員 どうもご説明ありがとうございました。

19ページの地域介護予防活動支援事業費、こちらの自主グループ立ち上げ支援委託料、こちらについてお伺いしたいんですけども、一つは委託先、どちらにこれを委託しておられるのか、そして今回50万円ほど予算計上されていて、そのうち11万円余ったってことなんですけど、要は40万円ほど使われておられるようなんですが、それはどういった形で使われているのか、その2点、お伺いできますでしょうか。

○服部副委員長 池西部長。

○池西健康福祉部長兼福祉課長 委託先ですけども、今、すいません、資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ないです、のちほどご報告させていただきます。

それと、自主グループの立ち上げですけども、その委託業者に委託いたしまして、運動指導士さんとかに来ていただいて元気教室ということでさせていただいております。それで、予算においては12回ほどの実施回数を予定しておりましたけども、実際、その回数の方が減となりまして、マイナスの補正予算をさせていただいたというようなところで

以上です。

○服部副委員長 田村委員。

○田村委員 こちらについては、本日、採決を取らせていただくということになるかと思えますので、暫時休憩させていただいて、その点をもう一度お調べいただきたいと思いますんですけども、委員長、いかがでしょうか。

○服部副委員長 それでは、田村委員の暫時休憩の要望を伺いましたので、暫時休憩でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○服部副委員長 異議なしと認めます。

では、暫時休憩いたします。

午後1時30分 休憩

午後1時33分 再開

○服部副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

池西部長。

○池西健康福祉部長兼福祉課長 先ほどご質問いただきました事業者ということですが、株式会社OSU Health Support Academyというところになります。

以上です。

○服部副委員長 田村委員。

○田村委員 どうもありがとうございました。

立ち上げ支援委託というところで、要は実質的には介護、体操とかされているグループを立ち上げるその支援ということかなと思うんですけども、この40万円ということ、自主グループ、実際この令和4年度中に新しく立ち上がったグループっていうのはあるんでしょうか。

○服部副委員長 池西部長。

○池西健康福祉部長兼福祉課長 今年度、1グループとなっております。

以上です。

○服部副委員長 ほかに質疑はありませんか。

藤浦委員。

○藤浦委員 15ページに、居宅介護サービス給付費2,350万円の増額になってるんですけども、2,350万円とかなり大きいんですけども、この利用者の増加は、これはやっぱりうちの村の、府下全部やと思うんですけど、利用者が多いからこういう大きな金額になってるんか、そこらちょっと教えてください。

○服部副委員長 池西部長。

○池西健康福祉部長兼福祉課長 ご質問のとおりでございます。コロナ禍ということで、要介護認定、要支援認定を受ける方が大変増えております。その中で、居宅サービス、この辺を受ける方も増加しておりますので、今回このような増額補正をさせていただいたというようなところで。

以上です。

○服部副委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 ありがとうございます。

コロナ禍の増加で増えてるちゅうことなんですけども、これからもかなり増えるという傾向にあるということなんですかね。

○服部副委員長 池西部長。

○池西健康福祉部長兼福祉課長 このコロナ禍ということで、皆さん運動とかできてなく、介護認定を受けている人が大変増えたというところですけども、今後このコロナ禍でどうなっていくかというところもあります。それと、先ほど田村委員にもご指摘いただいた自主グループの立ち上げ、この辺をやっぱ力を入れて介護認定を受ける方が少なくなるように福祉課のほうでも考えていきますんで、お願いいたします。

以上です。

○服部副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○服部副委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○服部副委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○服部副委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第13号令和4年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案件について説明を求めます。

森田住民課長。

○森田住民課長 それでは、議案第13号令和4年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

歳入歳出事項別明細書により説明をいたします。

10ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費の一般管理費につきましては、職員旅費の実績見込みによる減や、口座振替手数料の不足による増でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険基盤安定納付金など確定による減

でございます。

続きまして、8ページをお願いします。

歳入でございます。

繰入金の保険基盤安定繰入金は、確定による減額でございます。

繰越金も確定による減でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○服部副委員長 これより質疑に入ります。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○服部副委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○服部副委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○服部副委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の委員会を閉じ、令和5年3月総務民生常任委員会を閉会します。

皆さんお疲れさまでした。

午後1時42分 閉会

委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

総務民生常任委員会

副委員長 服部 幸令